

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部改正に伴い、療養病床を有する病院の看護師等の人員配置基準に係る経過措置の延長その他必要な規定の整理を行うため、滋賀県医療法施行条例(平成24年滋賀県条例第65号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 病院または診療所の開設者が療養病床の転換(当該病院または診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設または介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定することとします。(付則関係)
- (2) 療養病床を有する病院の看護師等の人員配置基準に係る経過措置を平成36年3月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行の日が滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第4号)付則ただし書に規定する規定の施行の日前となる場合に必要な調整規定を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。
 - エ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県医療法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請がなされた場合または同条第3項の規定による命令もしくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請(以下この項および次項においてこれらを「命令等」という。)をしようとする場合において、当該申請または命令等に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p><u>(3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床または一般病床に係る既存の病床数とすること。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>2および3 省略 (既存病床数の補正)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する地域における既存の病床数の算定</p>	<p>第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請がなされた場合または同条第3項の規定による命令もしくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請(以下これらを「命令等」という。)をしようとする場合において、当該申請または命令等に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)および(2) 省略 (削除)</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p>2および3 省略 (削除)</p>

に当たり、法第7条の2第5項の規定により既存病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、当該入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

第5条～第7条 省略

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1)～(3) 省略

2 第6条第2項の規定は、療養病床を有する診療所の入院患者の数の算定について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第9条 第7条(第1項第1号および第2号ならびに第2項第1号を除く。)の規定は、療養病床を有する診療所の施設について準用する。

付 則

1 省略

(既存の病床数の補正の経過措置)

2 平成12年4月1日以後に介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(次項において「平成12年4

第4条～第6条 省略

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第7条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1)～(3) 省略

2 第5条第2項の規定は、療養病床を有する診療所の入院患者の数の算定について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第8条 第6条(第1項第1号および第2号ならびに第2項第1号を除く。)の規定は、療養病床を有する診療所の施設について準用する。

付 則

1 省略

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置)

2 法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請がなされた場合または命令等をしようとする場合において、当該申請または命令等に係る病床の種別に応じ、第3条第1項に規定する地域に

月 1 日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。) および平成 3 年 6 月 26 日以後に介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)第 24 条の規定による改正前の老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 46 条の 6 の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第 8 条第 1 項の規定によりその開設者が介護保険法第 9 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(次項において「平成 3 年 6 月 26 日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加に係る部分に限る。)については、当分の間、第 3 条第 1 項第 3 号および第 4 条の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年厚生労働省令第 119 号)による改正後の省令第 30 条の 30 第 1 号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成 12 年 4 月 1 日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設および平成 3 年 6 月 26 日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 療養病床を有する病院または診療所の開設者が当該療養病床の転換(病院または診療所の精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)

における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院または診療所の開設者が、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成 30 年厚生労働省令第 30 号)の施行の日以後に当該病院または診療所の療養病床の転換(当該病院または診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設または介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成 36 年 3 月 31 日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

(削除)

(削除)

第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行った介護老人保健施設の入所定員(当該転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、付則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号および第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(精神病床を有する病院に係る経過措置)

5 精神病床を有する病院(省令第43条の2に規定するものを除く。)については、当分の間、第6条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)から精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)を減じた数を看護補助者」とする。

(療養病床を有する病院の談話室、食堂および浴室に係る経過措置)

6 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」

(精神病床を有する病院に係る経過措置)

3 精神病床を有する病院(省令第43条の2に規定するものを除く。)については、当分の間、第5条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)から精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)を減じた数を看護補助者」とする。

(療養病床を有する病院の談話室、食堂および浴室に係る経過措置)

4 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」

という。)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群(以下「旧療養型病床群」という。)に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(療養病床を有する診療所の談話室、食堂および浴室に係る経過措置)

7 平成13年3月1日前に開設されている診療所の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改

という。)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群(以下「旧療養型病床群」という。)に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第6条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(療養病床を有する診療所の談話室、食堂および浴室に係る経過措置)

5 平成13年3月1日前に開設されている診療所の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改

正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第9条において準用する第7条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(転換病床に係る経過措置)

8 精神病床または療養病床を有する病院および転換病床のみを有する病院(いずれも省令第52条第1項の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、これらの病院の転換が完了するまでの間(平成30年3月31日までの間に限る。)、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1)～(3) 省略

(療養病床に係る経過措置)

9 療養病床を有する病院(省令第53条の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第8条において準用する第6条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(削除)

(療養病床に係る経過措置)

6 療養病床を有する病院(省令第53条の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第5条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

- (1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）に、外来患者の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(新設)

10 療養病床を有する診療所の看護師および准看護師ならびに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）は、当分の間、第8条第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、療養

- (1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）に、外来患者の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

7 省令附則第53条の2第2項の規定により前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、当該病院について同条第1項の規定による届出を行っている場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

8 療養病床を有する診療所の看護師および准看護師ならびに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）は、当分の間、第7条第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、療養

病床に係る病室の入院患者の数を2で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)(そのうちの1については、看護師または准看護師)とする。

11 療養病床を有する診療所(省令第54条の規定により知事に届け出たものに限る。)の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)

12 療養病床を有する診療所(省令第55条の規定により知事に届け出たものに限る。)の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに付則第10項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)(そのうちの1については、看護師または准看護師)とする。

病床に係る病室の入院患者の数を2で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)(そのうちの1については、看護師または准看護師)とする。

(削除)

(削除)

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>本則 省略 付 則 1～4 省略</p> <p>5 滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）<u>付則第6項</u>の規定の適用を受けている病院（病床の転換（同条例付則第4項に規定する転換をいう。付則第6項、第9項および第10項において同じ。）を行って設けられた同条例付則第6項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する病院に限る。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所（別表第9第1項第2号アに規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。次項から付則第11項までにおいて同じ。）の食堂および浴室については、同条例付則第6項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>(1) 食堂の療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>6～8 省略</p>	<p>本則 省略 付 則 1～4 省略</p> <p>5 滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）<u>付則第4項</u>の規定の適用を受けている病院（病床の転換（同条例付則第2項に規定する転換をいう。付則第6項、第9項および第10項において同じ。）を行って設けられた同条例付則第4項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する病院に限る。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所（別表第9第1項第2号アに規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。次項から付則第11項までにおいて同じ。）の食堂および浴室については、同条例付則第4項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>(1) 食堂の療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>6～8 省略</p>

9 滋賀県医療法施行条例付則第7項の規定を受けている診療所(病床の転換を行って設けられた同項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する診療所に限る。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所の食堂および浴室については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

(1) 食堂の療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

10～21 省略

9 滋賀県医療法施行条例付則第5項の規定を受けている診療所(病床の転換を行って設けられた同項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する診療所に限る。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所の食堂および浴室については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

(1) 食堂の療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

10～21 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営
に関する基準等を定める条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）<u>付則第6項</u>の規定の適用を受けている病院（病床の転換（同条例付則第4項に規定する転換をいう。次項、付則第7項および第8項において同じ。）を行って設けられた同条例付則第6項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所（別表第9第1項第2号アに規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。次項から付則第14項までにおいて同じ。）の食堂および浴室については、<u>同条例付則第6項</u>の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>(1) 食堂の療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>本則 省略 付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）<u>付則第4項</u>の規定の適用を受けている病院（病床の転換（同条例付則第2項に規定する転換をいう。次項、付則第7項および第8項において同じ。）を行って設けられた同条例付則第4項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所（別表第9第1項第2号アに規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。次項から付則第14項までにおいて同じ。）の食堂および浴室については、<u>同条例付則第4項</u>の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>(1) 食堂の療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>4～6 省略</p>

23

7 滋賀県医療法施行条例付則第7項の規定の適用を受けている診療所(病床の転換を行って設けられた同項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する診療所に限る。)である指定短期入所療養介護事業所の食堂および浴室については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- (1) 食堂の療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

8～24 省略

7 滋賀県医療法施行条例付則第5項の規定の適用を受けている診療所(病床の転換を行って設けられた同項に規定する旧療養型病床群に係る病床を有する診療所に限る。)である指定短期入所療養介護事業所の食堂および浴室については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- (1) 食堂の療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

8～24 省略